

(3) 年賦延納状況

区分	相続税		贈与税		所得税		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
申請及び許可等の状況	平成15年度許可未済	外一 89	外一 1,486,010	外一 54	外一 57,136	外一 —	外一 143	外一 1,543,146
	平成16年度申請	外一 282	外一 3,879,422	外一 93	外一 172,725	外一 —	外一 375	外一 4,052,147
	更正減等	外一 2	外一 6,439	外一 1	外一 4,529	外一 —	外一 3	外一 10,968
	取下げ	外一 11	外一 64,523	外一 6	外一 12,892	外一 —	外一 17	外一 77,415
	却下	外一 5	外一 25,118	外一 1	外一 3,506	外一 —	外一 6	外一 28,624
	許可	外一 254	外一 3,957,503	外一 79	外一 46,418	外一 —	外一 333	外一 4,003,921
	許可未済	外一 99	外一 1,311,850	外一 60	外一 162,516	外一 —	外一 159	外一 1,474,366
徴収状況	平成15年度以前許可分	1,954	3,626,132	349	81,839	—	—	2,303
	平成16年度許可分	221	1,682,126	52	10,504	—	—	273
	収納未済	188	224,809	182	45,455	—	—	370
	延納現在額(徴収決定未済)	1,636	16,836,024	185	93,086	—	—	1,821
調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったものである。								

(注) 1 「平成15年度許可未済」及び「平成16年度申請」欄の外書は、他署管内から転入者分、「更正減等」欄の外書は、他署管内への転出者分である。

2 関係計数については、次のとおりである。

$$[\text{平成15年度許可未済} + \text{平成16年度申請} - \text{更正減等}] - [\text{取下げ} + \text{却下} + \text{許可}] = \text{許可未済}$$

(4) 年賦延納状況の累年比較

区分	前年度許可未済及び本年度申請		許可		許可未済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成11年度	件	千円	件	千円	件	千円
	902	10,797,309	551	7,497,752	309	2,511,885
	12	10,214,004	546	5,868,234	301	2,945,019
	13	9,911,876	480	5,692,664	248	3,555,075
	14	8,311,241	435	6,152,366	213	1,541,871
	15	6,669,892	403	4,769,181	143	1,543,146
	16	5,595,293	333	4,003,921	159	1,474,366

徴収状況		延納現在額 (徴収決定未済)	区分
徴収決定	収納未済		
前年度以前許可分	本年度許可分	千円	千円
6,898,312	3,198,367	593,778	平成11年度
5,930,966	2,182,638	263,403	12
4,700,214	1,592,351	234,466	13
3,695,413	3,232,653	256,553	14
3,945,258	1,493,027	234,745	15
3,707,971	1,692,630	270,264	16